

大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程

1955年 10月 1日 制定
1966年 10月 1日 改正
1967年 9月 9日 改正
1974年 11月 16日 改正
1983年 7月 9日 改正
2004年 4月 1日 改正
2007年 7月 21日 改正

第一章 総則

第1条

大阪大学箕面地区教職員組合規約第15条ならびに第26条に規定する選挙は、この規程によって行なう。

第二章 選挙管理委員会

第2条

選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する。）は、2名の選挙管理委員（以下「管理委員」と称する。）によって構成する。

第3条

管理委員は、教育系職員組合員によって教育系職員組合員から1名、事務系職員組合員によって事務系職員組合員から1名を、名簿式単記無記名投票によって選出する。

第4条

管理委員に欠員の生じたときは、直ちにその補充を行なう。

第5条

管理委員選挙に関する事務ならびにその結果の報告は、執行委員長が行なうものとする。

第6条

管理委員の任期は、選出された日から1年とする。但し、欠員補充により管理委員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条

管理委員は選挙に関する事務を行ない、その結果をすみやかに組合員に報告しなければならない。

第三章 選挙

第 8 条

執行委員選挙は名簿式連記無記名投票により、教育系職員執行委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員執行委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

2. 会計監査委員選挙は名簿式単記無記名投票により、教育系職員会計監査委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員会計監査委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

第 9 条

投票期間は 1 週間とする。

第 10 条

規約第 20 条に定める辞退をしようとする者は、辞退届の公示後 5 日以内に管理委員に対し書面で申し出なければならない。

第 11 条

第 8 条に定める名簿には、全組合員の氏名を教育系職員組合員と事務系職員組合員の 2 系列別にアイウエオ順に連記し、選挙期間中海外に在留している組合員を除いた各組合員に、それぞれの帰する系列別の名簿を交付する。但し、名簿には第 10 条による手続をした者、長期出張者、休職者、年度内退職者は除くものとする。

第 12 条

執行委員、会計監査委員、管理委員は兼任することができない。二種類以上の委員に同一組合員が選出されたときは、本人の意志にもとづいて決定する。

第 13 条

各組合員は受領した名簿に所定の符号を附し、所定の期日までに管理委員会の定める方法に従って投票するものとする。

第 14 条

管理委員会は投票終了後 24 時間以内に開票しなければならない。

第 15 条

当選は得票数によって決定する。同点者がある場合は、同点者と管理委員会の協議によって決定する。

第 16 条

この規程に基づく選挙に関する疑義は管理委員会が決定する。

附則

この規程は 2007 年 10 月 1 日から効力を有する。